

輸出用木材こん包材消毒実施者認定通知書[新規・継続・追加]

平成27年4月1日

櫻井木材株式会社
代表取締役社長 櫻井 雅規 殿

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽



平成26年6月18日付けで、輸出用木材こん包材の消毒実施者として認定申請のあった件は、下記の通り認定したので通知します。

記

- 1 認定番号: 全植検協 第 26-28 号 (倉番号 1、2 号)
- 2 名称及び代表者名: 櫻井木材株式会社 飛島倉庫熱処理施設
櫻井 雅規
- 3 所在地: 愛知県海部郡飛島村木場2-126

(注意事項)

- 1 認定有効期間は3年間とする。但し、認定後3年以内に全植検協の一斉認定更新時期がきた場合は、その時期までとする。
- 2 申請書記載事項の変更があった場合は直ちに届出ること。
- 3 消毒実施の都度、その実績を実施・管理簿(熱処理の場合は参考様式1、くん蒸消毒の場合は参考様式2)に記録し、1年間保管すること。
- 4 四半期ごとに、消毒実績を消毒実施集計表(熱処理の場合は第15号様式、くん蒸消毒の場合は第16号様式)をとりまとめ翌月10日までに担当の地域協会に送付すること。
- 5 処理材と未処理材を明確に区分して保管管理すること。
- 6 処理材の引き渡しに際し、こん包材生産者に消毒実施報告書(熱処理の場合は第13号様式、くん蒸消毒の場合は第14号様式)を発行するとともに、その報告書の写しを1年間保管すること。
- 7 適正な消毒証明に支障が生じたときは、認定の取消しをすることがあること。